

事 務 連 絡
令和5年3月31日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

令和5年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬に係る実績の取扱いについて

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬算定に係る実績の算出については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」（令和3年3月30日障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「両通知」という。）のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことも可能としております。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いない就労系障害福祉サービス事業所については、報酬算定に当たって、新型コロナウイルス感染症の影響の有無及び影響を受けた理由などを記載する届出書を作成の上、各都道府県、指定都市又は中核市に提出することとしており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと都道府県、指

定都市又は中核市が認めた場合に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことを可能とします。

また、届出書とともに提出する新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことが確認できる書類については、例えば、新型コロナウイルス感染症により売上や営業日が少なくなったこと、取引相手が新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより仕入れ先を変更したこと、新型コロナウイルス感染症の影響により障害者の求人募集や実習の受け入れ先が少なくなったこと、新型コロナウイルス感染症の影響による離職が生じたことなど、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた前後の状況の相違が分かるものを想定しています。

両通知において、「別途通知で定める届出書を都道府県に提出するものとする。」とお示ししているところですが、今般、届出書様式の参考例について、別紙のとおりお示ししますので、各都道府県、指定都市又は中核市におかれましては、御了知いただくとともに、就労系障害福祉サービス事業所等への周知をよろしく願いいたします。

なお、対象要件の確認について、届出書などの書類により、可能な限り4月中に適切に判断することが望ましいですが、各自治体における業務負担や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた就労系障害福祉サービス事業所のサービス提供の継続性などを踏まえ、適切に処理を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

※本特例の詳細については、別添1をご確認ください。

※本特例に係る取扱いの具体例については、別添2をご確認ください。

（別添 1）令和 5 年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬算定について

令和 5 年度の基本報酬の算定に当たっては、5 月に感染症法上の位置づけの変更が見込まれるところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことも可能とする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いない就労系障害福祉サービス事業所については、報酬算定に当たって、新型コロナウイルス感染症の影響の有無及び影響を受けた理由などを記載する届出書を作成の上、各都道府県・指定都市・中核市に提出することとする。

[なお、本特例については、令和 5 年度をもって終了とする。]

サービス	実績算出の考え方	令和 4 年度の取扱い	令和 5 年度の取扱い
就労継続支援 B 型（工賃 型）	前年度の平均工賃月 額の実績を踏まえて評 価	① 令和 3 年度（通常） ② 令和元年度（特例） ③ 平成30年度（特例） ※「平均工賃月額」に応じた報酬体系の場合	① 令和 4 年度（通常） ② 令和元年度（特例） ③ 平成30年度（特例） ※「平均工賃月額」に応じた報酬体系の場合
就労継続支援 A 型	5 つの評価項目ごとに、 主に前年度の実績に応 じて評価	[労働時間] ① 令和 3 年度（通常） ② 令和元年度（特例） ③ 平成30年度（特例） [生産活動] ① 令和 2 年度及び令和 3 年度（通常） ② 平成30年度及び令和元年度（特例） ※それ以外の項目は、令和 3 年度実績で評価	[労働時間] ① 令和 4 年度（通常） ② 令和元年度（特例） ③ 平成30年度（特例） [生産活動] ① 令和 3 年度及び令和 4 年度（通常） ② 平成30年度及び令和元年度（特例） ※それ以外の項目は、令和 4 年度実績で評価
就労移行支援	過去2年間の就労定着率 の実績を踏まえて評価	① 令和 2 年度及び令和 3 年度（通常） ② 平成30年度及び令和元年度（特例）	① 令和 3 年度及び令和 4 年度（通常） ② 平成30年度及び令和元年度（特例）
就労定着支援	過去3年間の支援期間の 就労定着率の実績を踏 まえて評価	① 令和元年度、令和 2 年度及び令和 3 年度 （通常） ② 平成30年度及び令和元年度（2 年間） （特例）	① 令和 2 年度、令和 3 年度及び令和 4 年度 （通常） ② 平成30年度及び令和元年度（2 年間） （特例）

(注)

・本特例を利用する場合は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績（令和 2 年度～令和 4 年度）を用いることはできない。

令和5年度の基本報酬の算定に当たり令和2年度、令和3年度及び令和4年度の実績を用いない場合の例（就労移行支援）

(注)

- ・「a人、b人、c人」は各期間における就労定着者数の合計であること
- ・「X人、Y人、Z人」は各期間における各月の利用者定員数の合計であること

(1) 平成30年7月サービス開始の例

	H30.4	H30.7 サービス開始	H31.4	R1.7	R2.4	R2.7	R3.4	R3.7	R4.4	R4.7	<u>R5.4</u>	R5.7	R6.4
			1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目
就労定着者※の数			a人		b人							c人	…
利用定員数			X人		Y人							Z人	…

(※) 就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数

就労定着者の割合	(R5.4~R5.6)	「3割以上4割未満」とみなす 又は $\frac{a}{X}$	(R5.7~R6.3)	$\frac{(a+b+c)}{(X+Y+Z)}$ 又は $\frac{(X \times 30/100 + b + c)}{(X+Y+Z)}$
----------	-------------	---------------------------------------	-------------	--

(2) 令和元年7月サービス開始の例

	H31.4	R1.7 サービス開始	R2.4	R2.7	R3.4	R3.7	R4.4	R4.7	<u>R5.4</u>	R5.7	R6.4
			1年目		2年目		3年目		4年目	5年目	
就労定着者※の数			a人							b人	…
利用定員数			X人							Y人	…

(※) 就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数

就労定着者の割合	(R5.4~R5.6)	「3割以上4割未満」とみなす	(R5.7~R6.3)	「3割以上4割未満」とみなす 又は $\frac{(a+b)}{(X+Y)}$
----------	-------------	----------------	-------------	---